

青森県ふるさとの水辺サポーター制度実施要領

(目的)

第1 青森県ふるさとの水辺サポーター制度(以下「サポーター制度」という。)は、青森県知事が管理する河川、砂防指定地及び国土交通省所管に係る海岸(以下「県管理河川等」という。)において、県、市町村及び県民の協働の下、地域住民、企業等の団体が行う愛護活動を支援することで、ボランティア活動の促進、愛護意識の高揚及び環境の整備と保全を図ることを目的とする。

(県の責務)

第2 県は、サポーター制度を実施する県管理河川等の対象区間(以下「対象区間」という。)がある市町村に協力を要請するものとする。

(認定等)

第3 サポーター制度に参加を希望する団体(以下「参加希望団体」という。)は、清掃、除草等のボランティア活動(以下「活動」という。)を行おうとする対象区間を所管する地域県民局長(以下「局長」という。)に、青森県ふるさとの水辺サポーター申込書(第1号様式。以下「申込書」という。)を提出するものとする。

2 局長は、前項の規定により申込書を提出した参加希望団体をサポーターに認定しようとするときは、関係市町村長の意見を聴き、同意を得た上で、認定するものとする。

3 局長は、サポーターを認定したときは、速やかに青森県ふるさとの水辺サポーター認定通知書(別記第1)により通知するものとする。

4 認定の変更については、前3項の規定を準用するものとする。

5 局長は、第1項の対象区間において既に認定を受けたサポーターが存在するときは、当該サポーターの意見を聴き、同意を得た上で、当該認定の変更を行うことができる。

6 サポーターは、その代表者が変更となったときは、代表者の氏名、住所及び連絡先を局長に届け出るものとする。

(覚書)

第4 サポーターは、認定を受けた後、速やかに認定を受けた日が属する年度及びその次の年度の青森県ふるさとの水辺サポーター年間活動計画書(第2号様式。以下「年間計画書」という。)を局長に提出するものとする。

2 局長は、前項の規定による提出を受けたときは、速やかに県、市町村及びサポーターの三者により青森県ふるさとの水辺サポーターに関する覚書(別記第2。以下「覚書」という。)を締結するものとする。

3 覚書の変更については、前2項の規定を準用するものとする。

4 覚書の有効期間(以下「覚書期間」という。)は、原則として、覚書を締結した日が属する年度の次の年度の3月31日までとする。

(サポーターの要件)

第5 サポーターは、次の要件を満たすものとする。

- (1) 延長がおおむね200メートルから500メートルまでの対象区間で活動を行うこと。
- (2) 原則として10名以上で活動を行うこと。
- (3) 年1回以上活動を行うこと。

(覚書期間の延長)

第6 サポーターは、覚書期間の満了後も継続してサポーター制度への参加を希望するときは、覚書期間が満了する日の1か月前までに満了後の年間計画書(第2号様式)を局長に提出するものとする。

- 2 前項の規定による提出があった場合で、県又は市町村から覚書期間を更新しない旨の意思表示がないときは、覚書期間が1年間延長されるものとし、以後この例による。

(認定の取消し)

第7 局長は、サポーターが第5各号に定める要件を満たさなくなったとき又はサポーターとしてふさわしくないと認められるときは、そのサポーターの認定を取り消すことができる。

- 2 局長は、前項の規定により認定を取り消したときは、その旨をサポーター及び関係市町村長に通知するものとする。

(認定の失効)

第8 認定は、覚書期間が満了したとき又はサポーターが第4第1項の規定による年間計画書の提出をしなかったときは、その効力を失う。

- 2 局長は、前項の規定により認定の効力が失われたときは、その旨をサポーター及び関係市町村長に通知するものとする。

(活動の連絡及び報告)

第9 サポーターは、活動を行う前に、青森県ふるさとの水辺サポーター活動連絡票(第3号様式)を局長に提出するものとする。

- 2 サポーターは、活動を行った後に、青森県ふるさとの水辺サポーター実施報告書(第4号様式)を局長に提出するものとする。

(県の支援)

第10 県は、サポーターの活動に対し次の支援を行うものとする。

- (1) 必要な物品の提供
- (2) 集積されたゴミの処理

(安全対策等)

第11 サポーターは、活動を行う際は、安全対策及び事故防止対策を十分に講ずるもの

とする。

- 2 未成年者が活動に参加するときは、必ず成年の監督者が参加するものとする。
- 3 活動中に事故が発生したときは、青森県ふるさとの水辺サポーター事故報告書（第5号様式）により速やかに局長に報告するものとする。

（傷害保険への加入）

- 第12 県は、サポーターの活動において参加者がけが等をしたときに対処するため、傷害保険に加入するものとする。
- 2 サポーターは、前項の規定により県が加入する傷害保険契約のために必要なときは参加者名簿（第6号様式）を局長に提出するものとする。

（サポーターへの情報の提供）

- 第13 県は、サポーターが円滑に活動を行うため、対象区間に係る工事等の必要な情報をサポーターに提供するものとする。

（看板）

- 第14 県は、対象区間内にサポーターの名称等を記載した看板を設置するものとする。

（県民への広報）

- 第15 県は、サポーターの活動状況を県のホームページに掲載する等、県民への広報に努めるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成19年3月29日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要領の施行の日前に、改正前の青森県河川愛護里親制度実施要領（以下「旧要領」という。）の規定により認定を受けた者は、改正後の青森県ふるさとの水辺サポーター制度実施要領（以下「新要領」という。）の規定により認定を受けた者とみなし、旧要領の規定により締結された青森県河川愛護里親に関する覚書は、新要領の規定により締結された青森県ふるさとの水辺サポーターに関する覚書とみなす。

（平成19年3月31日に有効期間が満了する覚書の取扱い）

- 3 平成19年3月31日に有効期間が満了する覚書については、平成19年3月1日までに旧要領における河川愛護里親申込書及び河川愛護里親活動計画書の提出があった場合で、県及び市町村から期間を更新しない旨の意思表示がないときは、有効期間が1年間延長されるものとする。

附 則

この要領の一部改正は、平成22年2月1日から施行する。

附 則

この要領の一部改正は、平成25年6月7日から施行する。

別記第1（第3関係）

第 号
年 月 日

団体名

代表者名

殿

地域県民局長

青森県ふるさとの水辺サポーターの認定について（通知）

年 月 日付けで申し込みのあったこのことについて、貴団体を下記のとおり青森県ふるさとの水辺サポーターに認定したので、通知します。

記

- 1 活動する対象の河川（砂防指定地、海岸）の名称、場所及び区間
- 2 団体の人数 人
- 3 活動内容

別記第2（第4関係）

青森県ふるさとの水辺サポーターに関する覚書

青森県ふるさとの水辺サポーター制度の実施に当たり、青森県（以下「県」という。）と市（町村）（以下「市（町村）」という。）と（以下「サポーター」という。）は、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、青森県ふるさとの水辺サポーター制度の実施による県、市（町村）及びサポーターの協働の下、ボランティア活動の促進、愛護意識の高揚及び環境の整備と保全を図ることを目的とする。

（活動区間）

第2条 サポーターが活動する区間は、次のとおりとする。

（1）名称 級水系 川（ 砂防指定地、 海岸）

（2）場所 市（町村）

（3）区間 から
まで

（別添図面中の赤線で表示した区間）

（県の役割）

第3条 県は、サポーターの活動を支援するため、次に掲げる事項を実施する。

（1）活動に必要なゴミ袋、軍手等必要物品の提供

（2）活動で集積したゴミの処理

（3）活動状況を県のホームページに掲示する等、県民への広報

（市（町村）の役割）

第4条 市（町村）は、サポーターの活動を支援するため、次に掲げる事項を実施する。

（1）県とサポーターとの連絡調整を図るよう努める。

（2）サポーターが集積したゴミ処理は県と調整した上で、可能な範囲内で協力することに努める。

（3）サポーターの活動を市（町村）の広報誌に掲載する等により市（町村）民に広報することに努める。

（1）～（3）は記載例である。

（サポーターの役割）

第5条 サポーターは、青森県ふるさとの水辺サポーター年間活動計画書（以下「年間計画書」という。）に基づき、（例：清掃及び除草）を実施する。

(安全対策等)

第6条 サポーターは、活動を行う際、法令を遵守するとともに、安全に十分配慮するものとする。

(事故等の報告)

第7条 サポーターは、活動中に事故等が発生したときは、直ちに地域県民局の地域整備部に連絡するものとする。

(有効期間)

第8条 この覚書の有効期間(以下「期間」という。)は、覚書締結の日から 年 月 日までとする。

2 期間が満了する日の1か月前までにサポーターが県に満了後の年間計画書を提出している場合で、県又は市(町村)から期間を更新しない旨の意思表示がないときは、期間が1年間延長されるものとし、以後この例による。

(覚書の失効)

第9条 サポーターの認定が取り消されたときは、この覚書は効力を失う。

(協議事項)

第10条 この覚書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、県、市(町村)及びサポーターが協議して定めるものとする。

上記覚書の成立を証するため、この覚書を3通作成し、県、市(町村)及びサポーターが記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

県

地域県民局長

印

市(町村)

印

サポーター

団体名

代表者住所

代表者氏名

印

第1号様式（第3関係）

青森県ふるさとの水辺サポーター申込書

地域県民局長 殿

年 月 日

次のとおり、青森県ふるさとの水辺サポーター制度に参加を申し込みます。

新規・変更（該当に ）

団 体 名 フリガナ	
代 表 者	住所 フリガナ 氏名
代 表 者 連 絡 先	TEL FAX Eメール
参 加 者 数	人
活 動 予 定 内 容	
活動を行おうとする 対象区間 （場所を示した地図 を添付すること）	河川・砂防指定地・海岸（該当に ） 名称 区間 から まで 延長 メートル
備 考 （これまでの活動、PR 等）	

第2号様式(第4、第6関係)

青森県ふるさとの水辺サポーター年間活動計画書

地域県民局長 殿

年 月 日

次のとおり、年度の活動計画書を提出します。

団 体 名	
代 表 者 名	住所 氏名
代 表 者 連 絡 先	TEL FAX Eメール
活 動 計 画 (・ 活動時期 ・ 責任者 ・ 参加者数 ・ 実施区域 ・ 活動内容 ・ その他)	第1回
	第2回
備 考	

第3号様式（第9関係）

青森県ふるさとの水辺サポーター活動連絡票

地域県民局長 殿

年 月 日

次のとおり、活動を行うので連絡します。

団 体 名	
代 表 者 名	
活 動 実 施 日 時	年 月 日（曜日） 時から 時まで
実 施 区 域	
責 任 者	住所 氏名
参 加 予 定 者 数	人
活 動 実 施 内 容	
活 動 必 要 物 品	
備 考	

第4号様式（第9関係）

青森県ふるさとの水辺サポーター実施報告書

地域県民局長 殿

年 月 日

次のとおり、活動を行ったので報告します。

団 体 名	
代 表 者 名	
活 動 実 施 日 時	年 月 日（曜日） 時から 時まで
実 施 区 域	
責 任 者	住所 氏名
参 加 者 数	人
活 動 実 施 内 容	
報 告 事 項	
備 考	

第5号様式（第11関係）

青森県ふるさとの水辺サポーター事故報告書

地域県民局長 殿

年 月 日

次のとおり、事故が発生したので報告します。

団 体 名	
代 表 者 名	
受 傷 者	住所 氏名 年齢 電話番号
事 故 発 生 日 時	年 月 日（曜日） 時 分頃
事 故 発 生 場 所	
事故の原因、状況等	

第6号様式(第12関係)

参加者名簿

番号	氏名	年齢	住所	電話番号
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				

- ・この名簿に記載された個人情報、県が加入する「ふるさとの水辺サポーター制度」参加者の傷害保険に関する手続のために使用します。
- ・この名簿に記載された個人情報は、上記保険につき県が契約する保険会社以外の第三者に提供、開示等一切しません。